（様式第２号）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人

　南越前町社会福祉協議会長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　私は、貴会の車両を使用するにあたり下記のことを誓約します。

　１　道路交通法等の関係法令を遵守して使用します。

　２　運行前点検等、適切な管理運行を行います。

　３　リフト操作にあっては、安全対策に十分配慮します。

　４　疾病、過労、睡眠不足等により運転できない身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行いません。

　５　危険物、又は車両の故障、もしくは汚損の原因となる物品等を搬入しません。

　６　目的以外の使用および第三者への転貸はしません。

　７　万一、自動車事故等により車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合には、その大小または被害・加害にかかわらず、法令で定められた措置を講ずるとともに、次の事項を必ず守ります。

　　　（１）速やかに貴会に報告します。

　　　（２）自動車事故は、必ず警察への事故申出を行います。

　　　（３）貴会の承諾なく事故の相手方等と示談はしません。

　　　（４）貴会が必要とする書類、又は証拠となる書類を遅滞なく提出します。

　　　（５）修理等に要する費用等のうち、貴会が加入している保険の範囲外については、すべて負担します。

　　　（６）車両保険を使用の際の免責、車両保険を使用した翌年の保険料超過分については負担します。

　８　車両返却時には、燃料を満量にし、清掃・点検を行い、車両管理責任者の確認を受けます。

（別紙）

「車いす対応型福祉車両」利用上の遵守事項

　車いす対応型福祉車両貸出事業（以下｢事業｣という。）は、介護を必要とする高齢者や障害者等（以下｢要介護高齢者等｣という。）が外出する場合に、社会福祉法人南越前町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の所有する車いす対応型福祉車両（以下、「車両」という。）を利用することにより外出が容易になり、もって要介護高齢者等の健康の維持および生活の質の向上に資することを目的とします。

**交通事故に十分注意し、次の事項を遵守の上ご利用ください。**

　１　使用前に車両の説明を受け、運行前点検等、適切な管理運行のもとでご利用ください。

　２　交通法規等を守り、安全運転に心掛けてください。

　３　疾病、過労、睡眠不足等により運転できない身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わないでください。

　４　リフト操作にあっては、操作等を理解し、安全対策に十分配慮してください。

　５　危険物または車両の故障もしくは汚損の原因となる物品等を搬入しないでください。

　６　目的以外の使用および第三者への転貸はできません。

　７　登録申請時の運転者以外が運転する場合は、予め登録しなければなりません。

　８　車両の使用中に生じた自動車事故に関する損害補償等については、車両が加入した自動車損害賠償責任保険および任意保険の保険金の範囲内で補償します。

　　（車両保険を使用の際、免責５万円は利用者負担とします。また、車両保険を使用した翌年の保険料超過分についても利用者負担とします。）

　　なお、保険の範囲外については、利用者の責任において損害賠償するものとします。

　　　　○ 本会が加入している任意保険の補償（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

　　　　　　対人・対物　　　無制限

　　　　　　人身傷害　　　　３，０００万円

　　　　　　（人傷死亡・後遺障害定額給付金特約あり　　１，０００万円）

　９　事故が生じた場合は、その大小または被害、加害にかかわらず、法令で定められた措置を講ずるとともに、次の事項を守っていただきます。

　　　（１）速やかに本会に報告すること。

　　　（２）本会が必要とする書類または証拠となる書類を遅滞なく提出すること。

　　　（３）本会の承諾なく事故の相手方等と示談はしないこと。

　　　（４）自動車事故は、必ず警察への事故申出を行うこと。

　10　車両返却時には、燃料を満量にし、清掃、点検をお願いします。

　　また、車両管理責任者の確認を受けてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　〈連絡先〉

　　　　　　　　　　　　　　　　　南越前町社会福祉協議会　南条本所　☎　４７－３７６７

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今庄支所　☎　４５－１１７５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　河野支所　☎　４８－２２６０